第十条の三の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「提出するもの」の下に「（以下この条において「中小事業者」という。）」を加え、「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第二項中「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第三項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「第十条の五の五第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第五項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に、「同項」を「第一項」に、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第七項において「事業所得に係る所得税額」という。）を「調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第七項において同じ。）」に改め、同条第六項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に、「同項」を「第一項」に、「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第七項中「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第九項中「これらの規定に規定する個人」を「中小事業者」に改め、同条第十三項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

第十条の四を次のように改める。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四　青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項及び第三項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（第三項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（第三項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第三項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定建物等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定建物等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人で指定期間内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等をその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間　百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次号において「移転型計画」という。）である場合には、百分の七）

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　百分の二（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定建物等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の四第三項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。